

山陽小野田市総合計画
＜参考資料＞
基本計画 たたき台

平成18年12月

山陽小野田市

目 次

第1章 暮らしの安心・安全を守るまちづくり

1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	2
2 高齢者、障害者が安心して自立できる環境づくり	10
3 生涯を通じた健康づくり、地域医療体制の整備	22
4 市民の安全な暮らしの確保	26

第2章 市民が主役のまちづくり

5 市民が主役の地域づくり	40
6 人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成	46
7 効率的で、健全な行財政基盤づくり	50

第3章 うるおいのある快適なまちづくり

8 自然環境の保全と活用	58
9 誰もが快適に暮らせるまちづくり	66
10 資源循環型社会のまちづくり	80

第4章 にぎわいと活力にみちたまちづくり

11 多様な働く場の確保	86
12 魅力と活力ある産業の振興	90
13 活気に満ちた往来のあるまちの基盤づくり	108

第5章 人が輝く心豊かなまちづくり

14 個性を伸ばし、意欲ある人づくり	120
15 家庭や地域社会の教育力の向上	128
16 多彩な芸術文化とスポーツの振興	132

第1章

暮らしの安心・安全を守るまちづくり

- 1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり
- 2 高齢者、障害者が安心して自立できる環境づくり
- 3 生涯を通じた健康づくり、地域医療体制の整備
- 4 市民の安全な暮らしの確保

1 安心して子供を生み育てることができる 環境づくりの推進

(1) 次世代育成支援の充実

基本方針

「さんようおのだ子育て元気プラン」の着実な推進を図り、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを行うため、社会全体で支援しながら地域から子育てを支援するネットワークの形成、子育て家庭に対する情報提供・相談機能の強化、経済的負担の軽減、児童虐待などの保護を必要とする子どもやひとり親家庭の支援を図ります。

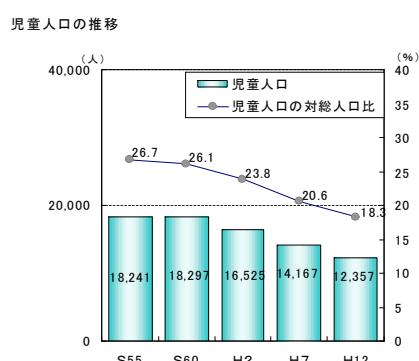
目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
地域子育て支援センターの設置数		5	~	7
ファミリーサポートセンター設置数（登録人数）		0 (0)	~	1 (100)
児童館1館当たり来場者数		7,800	~	8,000

現状と課題

本市の児童人口（0～17歳）の推移をみると、昭和55年をピークに一貫して減少しており、平成18年4月1日現在、11,759人で、昭和55年の18,241人より6,482人、率にして35.5%減少しています。このことは、今後の山陽小野田市の持続的な発展に向けて、大きな危惧となるものであり、「地域の財宝」である子供を生み増やすため、平成17年度に策定した「さんようおのだ子育て元気プラン」の着実な推進は重要な課題となっています。

近年、核家族化の進行、地域社会の連帯感の希薄化などにより家庭や地域における子育て機能が低下しています。特に、在宅の子育て家庭において子育てに対する不安や悩みを抱えたまま孤立化する母親が増加しており、母子の健康確保が憂慮されています。そこで、各種相談窓口の充実を図るとともに、きめ細かな家庭訪問事業により不安定な母親を精神的に支援していくことが必要です。また、子育て支援の中核施設となる保育園・幼稚園等が、その機能を充分に發揮するとともに、子育ての知恵や技能を在宅の子育て家庭にも還元できるよう努め、関係機関相互の連携強化を図りながら、社会全体で子育て世帯を支援する体制の整備が重要となっています。さらに、児童の健全育成のための拠点施設である児童館について、空白地区における設置を検討するとともに、地域との交流や異世代間の交流活動等を通して事業の充実に取組むことが必要です。



施 策 体 系

(1) 次世代育成支援の充実

- ① 地域子育て支援体制の充実
- ② 家庭における子育て支援
- ③ 子育て負担の軽減
- ④ 児童の健全育成
- ⑤ ひとり親家庭の支援

施策展開

① 地域子育て支援体制の充実

●施策内容

子育て家庭に対して、身近な地域から子育て支援が展開できるよう、地域社会が主体となって支援するネットワークの整備を図ります。

●主な取り組み

② 家庭における子育て支援

●施策内容

子育て家庭を支援するため、子育て支援サービスの活用を促進する情報提供や子育てに問題を抱える家庭の相談機能の充実を図ります。

●主な取り組み

③ 子育て負担の軽減

●施策内容

子育て家庭に対して経済的な子育て負担の軽減を図り、さらに子どもを生む意欲を促進します。

●主な取り組み

④ 児童の健全育成

●施策内容

心身に障害のある未就学児童や児童虐待等の問題に対して、適切に対処する関係機関ネットワークを充実するとともに、児童の健全育成拠点の整備を図ります。

●主な取り組み

施策展開

⑤ ひとり親家庭の支援

●施策内容

ひとり親家庭の自立に向けた支援策を拡充するとともに、自立支援サービスを有効に活用できるよう相談機能の向上を図ります。

●主な取り組み

1 安心して子供を生み育てることができる 環境づくりの推進

(2) 仕事と子育ての両立支援

基本方針

子育てと仕事の両立を支援するため、多様な保育サービスへの対応、放課後保護者がいない小学生低学年を対象とした放課後児童対策、保育園などの児童福祉施設の整備を図るほか、子育てしやすい職場環境の整備を促進します。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
延長保育実施保育園数		8	~	9
放課後児童クラブ定員数		486	~	496
児童館設置数		7	~	10

現状と課題

近年の厳しい雇用環境を背景として、仕事と子育ての両立支援は、少子化対策の中軸をなすものとしてますます重要となっています。

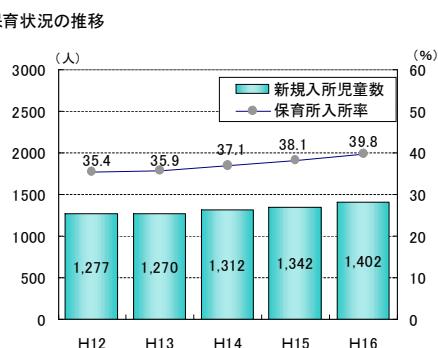
女性の社会進出に伴う共働き世帯の増大や就労形態の変化に伴い保育園・幼稚園における保育需用は増大しており、待機児童の解消に努めるとともに、延長保育や一時保育、障害児保育など、多様な保育サービスの充実・拡大が求められています。同様

に放課後における児童の保育は、堅調な需要があるうえ、

昨今、児童の登下校中の安全確保が懸念される中、引き続き保育時間の延長ほか事業の充実が必要です。また、併せ

て子どもたちに良質な保育環境を提供するため、保育施設の改善整備に計画的に取組むことが求められています。

さらに、子育て世帯に配慮した就業環境の整備も重要な課題です。男性の子育て参加を促進するとともに、労働時間の短縮やフレックスタイム制度、育児・介護休暇制度の導入など市内事業所に対する普及啓発活動に取組むことが必要です。



施 策 体 系

(2) 仕事と子育ての両立支援

① 多様な保育サービスの充実

② 放課後児童対策の充実

③ 児童福祉施設の充実

④ 子育て世帯にやさしい労働環境の充実

施策展開

① 多様な保育サービスの充実

●施策内容

仕事と子育ての両立を支援するため、民間活力を活用して、延長保育や一時保育、障害児保育等の多様な保育サービスの推進を図ります。

●主な取り組み

② 放課後児童対策の充実

●施策内容

仕事と子育ての両立を支援するため、待機児童を生じないよう、放課後保護者のいない小学校低学年を対象とした放課後児童対策を充実させます。

●主な取り組み

③ 児童福祉施設の充実

●施策内容

仕事と子育ての両立を支援するため、保育所、児童遊園などの児童福祉施設を整備し、地域における保育サービスの充実を図る基盤づくりを推進します。

●主な取り組み

④ 子育て世帯にやさしい労働環境の充実

●施策内容

仕事と子育ての両立を支援するため、女性の再雇用の促進、労働時間短縮など多様な働き方の選択、育児・介護休業制度の普及啓発等を図ります。

●主な取り組み

1 安心して子供を生み、育てることができる 環境づくりの推進

(3) 母子保健対策の充実

基本方針

妊娠・出産から育児を通じて母と子の健康を確保できるよう、母子保健事業の充実を図るとともに、子育てに関する相談等に応じ、育児不安の解消を図ります。また、安心して出産し、子育てできるよう、乳幼児の疾病などに対応する母子医療体制の整備を促進します。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
妊婦及び乳幼児健康診査受診率	受診者数÷健診対象者数×100	94~96%	~	100.%
産婦人科医師数		5	~	
小児科医師数		7	~	

現状と課題

近年における核家族化や都市化の進行により、育児経験者から親としての知識を得る機会が少なくなるとともに、地域社会の連帯感の希薄化等により子育て家庭の孤立化が進み、育児不安や子育てに関する悩みを抱える家庭が多くなっています。

また、女性の職場進出に伴い、妊娠中または出産後も働き続ける女性の健康管理が重要になっています。

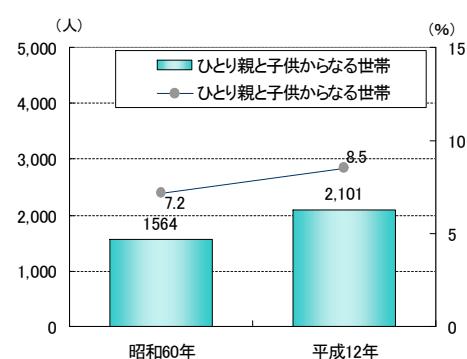
本市は、平成9年度より、母子保健事業が県より移譲され、妊娠、出産から育児にいたるまでの一貫した母子保健サービスを提供し、生涯の健康の基礎づくりを推進してきました。

今後は、育児に不安をもつ母親が増えている現在、保健センター等を拠点に、子どもの発達相談、育児不安に対する相談機能の充実が求められ、相談や乳幼児健康診査等で発見される要フォロー児の事後指導を充実させる必要があります。

また、休日小児科診療については、本市の急患診療所で対応していますが、夜間は広域圏の宇部市休日夜間救急診療所で対応しています。

さらに、山陽市民病院では、医師不足から廃止となる診療科もあるなど、安心して出産し、子育てできる母子医療体制の整備が重要となっています。

家族類型別一般世帯の推移



施 策 体 系

(3) 母子保健対策の充実

① 母子保健サービスの充実

② 母子医療体制の整備

施策展開

① 母子保健サービスの充実

●施策内容

妊娠・出産から育児まで母と子の健康を確保できるよう、母子保健事業の充実を図るとともに、子育てに悩みを抱える母親の育児不安の解消を図ります。

●主な取り組み

② 母子医療体制の整備

●施策内容

安心して出産し、子育てできるよう、乳幼児の疾病、夜間・休日における小児救急医療などに対応する母子医療体制の充実を図ります。

●主な取り組み

2 高齢者、障害者が安心して自立できる 環境づくりの推進

(1) 高齢者福祉の充実

基本方針

高齢者が住み慣れた家庭や地域社会の中で、元気で活動的な生活ができるよう、生活習慣病対策と介護予防を推進する一方、生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。また、地域包括支援センターを中心として関係機関との連携を図りながら、介護保険非該当者のうち、運動機能の低下や閉じこもり・認知症等の恐れのある高齢者の早期把握を行い、介護予防サービス支援計画の策定、介護予防・生活支援サービスなどの提供・調整を行い、特に今後増加が予想される認知症高齢者対策を強化します。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
高齢者基本健康診査受診率	基本健康診査を受診する高齢者数÷健診対象者数×100	37.3%	～	70%
老人クラブ加入率	老人クラブ会員数÷65歳以上人口×100		～	
特定高齢者数	要支援・要介護状態となる恐れのある高齢者数		～	

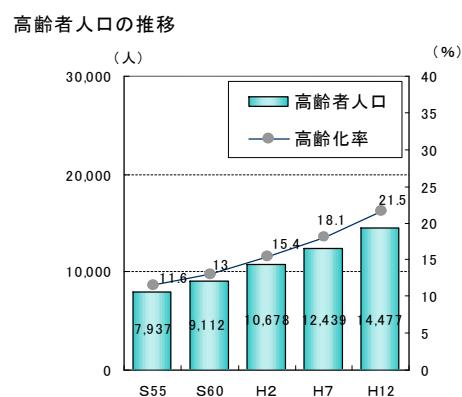
現状と課題

本市の高齢化率は、平成17年現在、23.9%で、平成22年には26.2%に増加すると予測され、全国平均より早く本格的な高齢社会を迎えてます。

平均寿命の伸びや医療の充実などを背景に、多くの元気な高齢者を中心として、文化・スポーツ活動やボランティア活動など様々な分野の社会活動への参加意欲が高まり、地域社会においても高齢者が豊富な知識や経験、技術を活かして積極的な役割を果たすことが求められています。

本市では、高齢者の各種講座の開催、健康増進を目的としたスポーツ活動等を推進してきました。今後とも、高齢者が地域社会の中で生きがいを持って生活できる環境づくりとともに、介護予防のための健康づくりが重要な課題となっています。

また、平成18年に地域包括支援センターを設置し、要支援認定を受けた比較的軽度な高齢者に対して、心身の機能を維持改善し、できる限り自立した生活を目指すため適切なサービスの利用計画の策定や調整を行う必要があります。また、高齢者の実態把握や高齢者への虐待の対応や相談などにも積極的な取組みが求められます。



施 策 体 系

(1) 高齢者福祉の充実

- ① 健康づくりと介護予防の推進
- ② 生活支援サービスの充実
- ③ 地域包括支援センターの充実
- ④ 認知症高齢者対策の推進
- ⑤ 生涯現役社会づくりの推進

施策展開

① 健康づくりと介護予防の推進

●施策内容

高齢者が「健康寿命の延伸」を図り、要介護状態に陥ることなく、元気で活動的な生活ができるよう、生活習慣病対策と介護予防の推進を図ります。

●主な取り組み

② 生活支援サービスの充実

●施策内容

運動機能の低下や閉じこもり・認知症等の恐れのある高齢者の早期把握を行い、要介護状態に陥らないよう運動器の機能向上、生活支援サービスなどの充実を図ります。

●主な取り組み

③ 地域包括支援センターの充実

●施策内容

地域包括支援センターを中心として、関係機関との連携を図りながら、介護保険対象外者に対する介護予防、生活支援サービス等の調整を円滑に行います。

●主な取り組み

④ 認知症高齢者対策の推進

●施策内容

今後、増加する認知症高齢者に対しては、認知症への正しい理解の普及、相談体制の整備、早期対応等によって本人と介護者の地域生活の継続を支援します。

●主な取り組み

施策展開

⑤ 生涯現役社会づくりの推進

●施策内容

これからの中高齢者は、高齢期を余生としてではなく、自ら意欲的に生きる期間としてさまざまな分野で活躍できる条件づくりを進めます。

●主な取り組み

2 高齢者、障害者が安心して自立できる 環境づくりの推進

(2) 介護サービスの充実

基本方針

介護保険制度の改正に伴い、認定者のうち軽度者である要支援者に対しては、高齢者の生活機能の維持・向上の観点から予防給付サービスを提供し、要介護状態への移行を防ぐ取り組みを進めます。

また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加を踏まえ、要介護者に対しては、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、従来の介護サービスに加え、身近な生活圏で提供される地域密着型サービスを必要に応じて整備し、原則として日常生活圏内でサービスの利用及び提供が完結するように努めます。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
居宅サービス充足度	65歳以上人口1万人当たり居宅サービス事業所数		~	
訪問介護サービス充足度	65歳以上人口1万人当たり訪問介護員数		~	
施設サービス充足度	65歳以上人口1万人当たり介護施設定員数		~	

現状と課題

平成12年4月よりスタートした介護保険制度も、数年が経過し、新たな課題が生まれています。

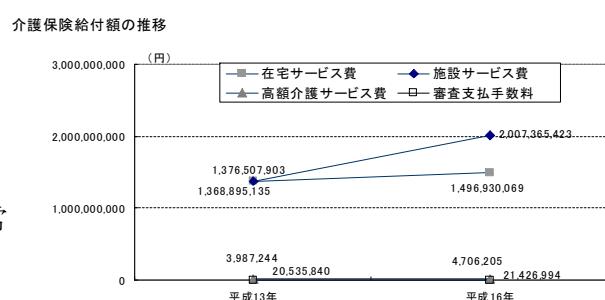
在宅ケアの基盤が充実しておらず、重度になるほど在宅生活の維持が困難で、依然として「施設志向」が強いこと、在宅と施設の利用者負担の不均衡の問題があることなど様々な課題が指摘されています。

特に平成27年には、定年退職した団塊の世代が高齢期（65歳）に到達し、急速な高齢化の時代を迎えます。

また、独居の高齢世帯が一般高齢世帯の約3分の1に達するとともに、認知症高齢者の大幅な増加が見込まれます。

こうした新たな課題に対応するため、平成17年に、介護保険制度の見直しが進められ、平成18年から施行されました。

本市では、新たな介護保険制度の下、高齢者自立支援を促進し、平成27年に向けた介護基盤の整備を図るため、要支援・要介護状態になる前に介護予防を推進するとともに、認知症高齢者等の増加に対応し住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な日常生活圏域で提供される地域密着型サービスの整備が重要な課題となっています。



施 策 体 系

(2) 介護サービスの充実

① 介護予防サービスの充実

② 介護サービスの充実

③ 地域密着型サービスの整備

④ 介護保険の円滑な運営

施策展開

① 介護予防サービスの充実

●施策内容

要支援者に対しては、高齢者の生活機能の維持・向上の観点から予防給付サービスを提供し、要介護状態への移行を防ぐ取り組みを進めます。

●主な取り組み

② 介護サービスの充実

●施策内容

要介護者に対しては、引き続き従来からの在宅サービス・施設サービスを総合的かつ効果的に提供し、自立生活の支援に努めます。

●主な取り組み

③ 地域密着型サービスの整備

●施策内容

今後認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が予測される中、住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスを必要に応じて充実します。

●主な取り組み

④ 介護保険の円滑な運営

●施策内容

介護給付を抑制する介護予防に取り組むとともに、立入権限等を活用し適正な介護給付を図り、市民の安心と信頼を確保する持続可能な制度を目指します。

●主な取り組み

2 高齢者、障害者が安心して自立できる 環境づくりの推進

(3) 障害者福祉の充実

基本方針

障害者が地域で自立した生活を送れるよう、親元からの自立生活や地域での入居等を支援する体制を図ります。このため、地域の中に授産施設等の「日中活動の場」やグループホーム等の「住まいの場」などの整備を促進します。また、積極的に社会参加を促進するため、外出支援、コミュニケーション手段の確保、社会生活力を向上させる訓練等の実施などを図ります。さらに、障害者が安全で快適な地域生活を送れるよう、まちづくりの面、心理的な面、情報面のバリアフリー化を促進します。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
障害者ホームヘルプサービス充足度	1ヶ月当たり居宅介護利用量 ÷障害者総数×100		~	
知的・精神障害者グループホーム	グループホーム数		~	

現状と課題

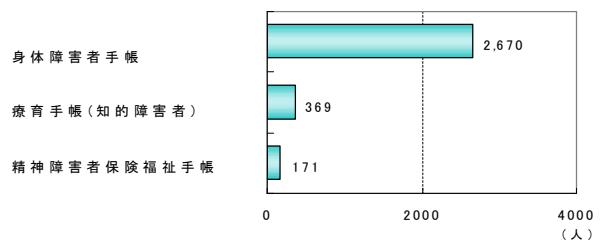
平成15年4月から支援費制度が施行されましたが、サービス利用が急速に拡大し、現状のままでは制度の維持が困難になりました。

その結果、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るために「障害者自立支援法」が制定され、平成18年4月から施行されました。

「障害者自立支援法」による障害者施策の特徴は、「障害者が家と施設から出て安心して暮らすことができる地域社会の実現」が目指されています。

本市では、障害者の地域での自立した生活を支援するため、保健医療・福祉だけでなく、就労、教育、住まいなどを含め、幅広く自立と社会参加を進める観点から、バリアフリー環境の整備を図りながら、自立訓練等を通じて施設入所・入院から地域生活への移行、福祉施設から一般就労等への移行を促進することが重要な課題となっています。

障害者手帳交付状況



施 策 体 系

(3) 障害者福祉の充実

① 地域生活の支援

② 日中活動の充実

③ 社会参加の促進

④ 福祉人材の養成・確保

施策展開

① 地域生活の支援

●施策内容

障害者は、親や家族への依存から脱し、親の元気な時から親元からの自立生活やグループホーム入居などを支援する体制への転換を進めます。

●主な取り組み

② 日中活動の充実

●施策内容

障害者の地域での自立生活を支援するため、従来の入所施設建設中心から、地域の中に就労の場、昼間の介護・療養の場等「日中活動の場」の充実を図ります。

●主な取り組み

③ 社会参加の促進

●施策内容

障害者の社会参加を促進するため、コミュニケーション手段の確保、就労・自立訓練の実施や外出支援、介助ボランティアの育成等の給付を図ります。

●主な取り組み

④ 福祉人材の養成・確保

●施策内容

誰もが安全で快適な日常生活を送れる「バリアフリーな社会の構築」を図るために、物理的な面と心理的な面に加えて、情報のバリアフリー化を進めます。

●主な取り組み

2 高齢者、障害者が安心して自立できる 環境づくりの推進

(4) 地域福祉の充実

基本方針

社会福祉法の改正に伴い、市も地域福祉計画を策定し、地域住民、事業者、社会福祉協議会等と連携して地域福祉に取り組む体制づくりが求められています。従来の子育て家庭、高齢者、障害者と縦割り・細分化された福祉のあり方を見直し、利用者本位の立場に立って横断的な相談体制、総合的なサービス提供体制の整備を促進します。また、地域住民が相互に助け合い・支え合う意識を高めて、要支援者を見守り、支え合う仕組みをつくり、地域の福祉力の向上を図ります。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
ボランティア団体登録数		83団体 5,562人	～	100団体 6,000人
福祉関連職種の研修会開催数		延べ48回 1,530人	～	延べ60回 1,800人

現状と課題

近年の子育てや介護などの福祉課題が家族だけでは解決できない事態に対応するため、国では、社会福祉の基礎構造改革が進められ、平成12年の「社会福祉法」の改正により、これから社会福祉の基本理念として「地域福祉の推進」が掲げされました。

その結果、従来の「公的機関や民間事業者を担い手とする福祉」だけではなく、「地域住民やボランティアを福祉の担い手とする地域福祉」の重視へと転換されました。

本市では、「地域福祉計画」を策定し、社会福祉協議会と両輪で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域福祉社会の形成が求められています。

特に公的機関や民間事業者等による公的なサービスと地域住民等の支え合い・助け合いによるサポートとの連携を図りながら、子育て家庭、高齢者、障害者を支える地域ケア体制の整備が重要となっています。

このため、地域福祉のもう一つの要である社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の自治会、老人会、女性会等を対象にして福祉講座等を開催して、地域住民の中から地域福祉の担い手づくりを行い、地域住民による助け合い・支え合いのネットワークづくりを促進することが必要です。

施 策 体 系

(4) 地域福祉の充実

① 地域福祉推進体制の整備・充実

② 地域福祉の人づくりの推進

③ 地域でのサービスの充実

④ 要支援者の社会参加の促進

施策展開

① 地域福祉推進体制の整備・充実

●施策内容

地域福祉計画を策定し、地域住民をはじめ事業者や行政、社会福祉協議会と連携を図りながら地域福祉に取り組む体制づくりを推進します。

●主な取り組み

② 地域福祉の人づくりの推進

●施策内容

地域の自治会、老人会、女性会等を対象に福祉講座等を開催し、地域福祉活動のきっかけづくりを行い、地域住民の中から地域福祉の人づくりを推進します。

●主な取り組み

③ 地域でのサービスの充実

●施策内容

サービスを利用しやすくするため、わかりやすい情報提供や相談を行うとともに、生活ニーズを把握し、質の高いサービスを提供する環境づくりを進めます。

●主な取り組み

④ 要支援者の社会参加の促進

●施策内容

地域の中で孤立している子育て中の親、高齢者、障害者など要支援者の社会参加を促進するための環境づくりを推進し、地域住民との交流を進めます。

●主な取り組み

2 高齢者、障害者が安心して自立できる 環境づくりの推進

(5) 社会保障の充実

基本方針

就労支援など適切な指導援助と生活保護の適正実施により、生活保護世帯の生活の安定と自立更正を促進します。また、国民健康保険は、国保安定化計画に基づき、市民の健康増進を促進し、高医療費市町村の準指定から脱却するとともに、保険料収納率の向上に努め、財政基盤の強化を図ります。さらに、年金受給権の持続的な確保を図るため、国民年金制度の周知徹底に努めるとともに、保険料納付の促進及び未加入者の防止を促進します。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
生活保護世帯の就労自立件数		19件	～	26件
国民健康保険料現年度分収納率(現年度)		90.0%	～	92.0%

現状と課題

生活保護世帯は、近年の景気低迷による失業、疾病、離婚等により増加傾向にあります。

このため、低所得者に対する相談機能を強化するとともに、各種の更生資金制度や就労自立に向けた制度を活用し、生活保護の適正実施を図る必要があります。

また、医療保険制度を取巻く環境は、急速な高齢化の進展等に伴う医療費の増加などにより、深刻な状況にあり、国においては医療保険制度の抜本的な改革を進めています。本市の国民健康保険においても、県により高医療費指定市町村の準指定を受け、国保財政は非常に厳しい状況にあります。このことから、国保安定化計画を策定し、被保険者の健康維持増進を図るとともに、保険料収納率の向上に努め、中・長期的な健全財政を継続することが求められています。

一方、国民年金においても、少子高齢化の進行により、世代間の負担と給付の均衡を維持することが困難な状況になりつつあります。今後は、社会保険事務所等との連携・協力に努め、未加入者の防止や保険料納付を促進し、市民の年金受給権を確保していくことが必要です。

施 策 体 系

(5) 社会保障事の充実

① 低所得者福祉の充実

② 国民健康保険の充実

③ 国民年金の充実

施策展開

① 低所得者福祉の充実

●施策内容

就労支援など適切な指導援助と生活保護の適正実施を行うことにより、生活保護世帯の生活の安定と自立更正を促進します。

●主な取り組み

② 国民健康保険の充実

●施策内容

国保安定化計画に基づき、市民の健康増進を促進し、高医療費市町村の準指定から脱却し、財政基盤の強化を図ります。

●主な取り組み

③ 国民年金の充実

●施策内容

年金受給権の持続的な確保を図るために、国民年金制度の周知徹底に努めるとともに、保険料納付の促進及び未加入者の防止を促進します。

●主な取り組み

3 生涯を通じた健康づくり、

地域医療体制の整備

(1) 健康づくりの推進

基本方針

地域ぐるみの健康づくりとして市内の遊休地や生ごみ等の有用資源を活用して無農薬、無化学肥料等による野菜作り等を行い、食を通じた生活習慣病の予防を行い、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を促進します。保健事業は、検診等受診者の事後指導を徹底して、市民の生活習慣病の改善・予防やがんの早期発見、早期治療に結びつけます。また、介護予防を推進し、在宅で元気に暮らせる高齢者の維持・増加を図ります。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
基本健康診査受診率	受診者数÷対象者数×100	33.5%	～	70%
がん検診受診率	受診者数÷対象者数×100	8.8~12.5%	～	20%
健康推進講座修了者数		448	～	900

現状と課題

急速な高齢化、生活習慣病など慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、また、克服間近と思われていた結核などが再び問題化するなど、保健を取り巻く環境は大きく変化しています。

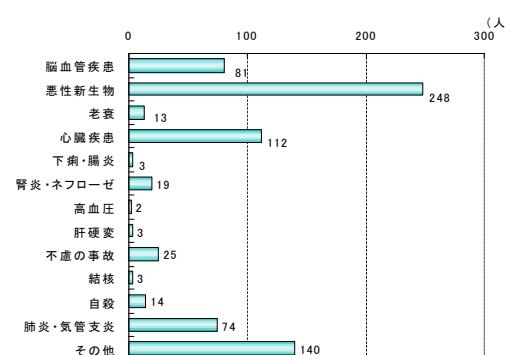
このような中、本市における死因の上位は、がん・心疾患・脳血管疾患で全体の6割を占めています。これらの疾病は、日常の生活習慣との深いかかわりが確認され、三大生活習慣病と言われています。

また、国民健康保険の医療費が高く、高医療費指定市町村の準指定となっている本市において、生活習慣病の克服は極めて重要な課題です。

増加している生活習慣病を予防するには、「自分の健康は自らが創る」という意識を定着させ、健康は一人ひとりの日常生活の中で培われるものであることを基本に、生涯を通じた健康づくりが求められます。

今後は、市民各層の参加を得て、健康づくりを市民運動として展開し、市民一人ひとりが「栄養」「運動」「休養」「健診」「生きがい」の5つを柱にして、健康づくりのための条件整備などを図る必要があります。

主要死因別死者数(H16)



施 策 体 系

(1) 健康づくりの推進

① 地域ぐるみの健康づくりの充実

② 保健サービスの充実

③ 介護予防の推進

施策展開

① 地域ぐるみの健康づくりの充実

●施策内容

市民の健康づくり計画「健康さんようおのだ21」を推進することにより、生活習慣病の予防を促進して、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を図ります。

●主な取り組み

② 保健サービスの充実

●施策内容

健康診査・がん検診受診者の事後指導を徹底して、市民の生活習慣病の改善、予防やがんの早期発見、早期治療に結びつけます。

●主な取り組み

③ 介護予防の推進

●施策内容

在宅で楽しく元気に暮らせる高齢者の維持・増加を図るために、地域支援事業、介護保険事業等関係機関との連携・調整を密に行い、介護予防を推進します。

●主な取り組み

3 生涯を通じた健康づくり 地域医療体制の整備

(2) 地域医療の充実

基本方針

宇部・小野田医療圏の中で、本市の市民病院としての機能・役割を明確にし、市民病院と民間診療所、公立病院同士の連携を図り、体系的な医療提供体制を強化するとともに、市民病院としての機能強化を図り、病院経営の健全化を推進します。また、市民が生涯を通じて質の高い総合的なサービスが受けられるよう、保健・医療・福祉の連携を強化します。今後、市民病院は、2箇所に分散している病院を持続的可能な新病院とするため、統合・建替を図ります。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
市民病院の医師数		28人	～	35人
市民病院の不良債務		609,989千円	～	0千円
市民病院の総収益		5,487,011千円	～	5,297,000千円

現状と課題

本市では、現在、地元の病院や医院を中心とした初期の診断・治療の一次医療、地域の中核病院である市民病院を中心とした一般的な入院・治療の二次医療の供給体制が採られ、高度・特殊な医療の三次医療体制は、山口大学附属病院が担っています。

今後、一次医療体制は、プライマリーケア（初期医療）に立脚し、かかりつけ医機能の強化を図って、病診連携など医療施設間の機能分担と連携の強化が必要です。

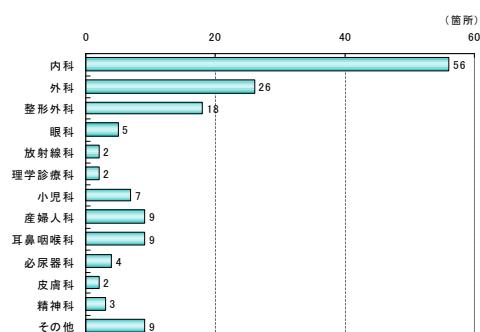
市民病院は、現在、小野田と山陽の2病院があり、両院とも老朽化が著しく、特に山陽市民病院では、医師不足も加わって、患者の病院離れが進行しています。

今後は、地域の公的病院として施設・設備の充実や機能強化と経営健全化に努めるとともに、病院事業の効率化を図るため、両院の統合・建替が必要です。

救急医療は、医師会の協力による内科・外科の在宅当番医制と小児科休日急患診療所や救急告示病院などの一次救急医療体制、広域圏の病院群輪番制による二次救急医療に対応しています。

今後とも、医師会、消防署など関係機関の協力・連携を図りながら、救急医療体制の確立に努め、地域医療の充実を図る必要があります。

診療科目別医師数



施 策 体 系

(2) 地域医療の充実

① 地域医療体制の強化

② 市民病院の機能強化と経営の健全化

③ 保健・医療・福祉の連携強化

④ 新病院の建設

施策展開

① 地域医療体制の強化

●施策内容

宇部・小野田医療圏の中で、本市の市民病院としての機能・役割を明確にし、市民病院と民間診療所等との連携を図り、体系的な医療体制を強化します。

●主な取り組み

② 市民病院の機能強化と経営の健全化

●施策内容

市民病院として医療サービスを持続的に提供するには、第5次病院事業経営健全化計画を基に、市民病院の機能強化を図り、病院経営の健全化を推進します。

●主な取り組み

③ 保健・医療・福祉の連携強化

●施策内容

誰もが生活習慣病等にならないよう、疾病予防、治療、リハビリ、生活支援等の、質の高いサービスが受けられよう保健・医療・福祉の連携を強化します。

●主な取り組み

④ 新病院の建設

●施策内容

市民病院として病院運営の人材・資金等を有効に活用するため、2箇所に分散している病院を新病院として統合・建替を図り、健全な病院経営を推進します。

●主な取り組み

4 市民の安全な暮らしの確保

(1) 消防体制の充実

基本方針

大規模地震など災害時において「公助」が立ち上がるまでの間「自助」「共助」の防災活動を促進するため、地域の自主防災組織等の育成強化を図るとともに、一般住宅に対して住宅火災警報器装置の設置を促進します。

また、市民の生命、身体、財産を守るため、防火水槽、消火栓を増強設置して市内の消防水利を充実し、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開できる消防体制の確保を図ります。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
自主防災組織率	組織世帯数÷全世帯数×100	27.1%	～	50.0%
消火栓・防火水槽の充足率	現有÷基準×100	90.0%	～	95.0%
出火率	人口1万人当たりの出火件数	6.3	～	4.8
火災死者発生率	人口10万人当たりの死者数	2.5	～	0

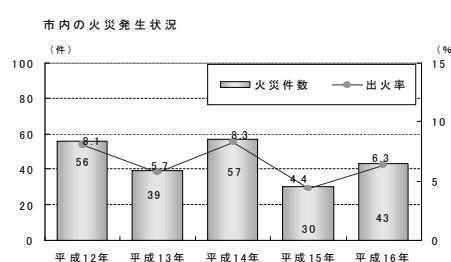
現状と課題

本市の過去5年間の平均火災件数は43件で、横ばい状態で推移しています。

しかし、近年の都市化の進展や社会経済情勢の変遷等を背景に、危険物施設や特定防火対象物も年々増加するとともに、高齢化の進行や生活様式の多様化などにより火災発生の危険性も増大しています。また、石油コンビナート等特別防災区域を持つ地域の特殊性もあります。

こうした状況に備え消防力の充実強化に努めてきましたが、大規模災害に対しては十分とはいえず、消防車両等の更新整備が必要であるとともに、電波法の改正により平成27年度までに移行しなければならない消防・救急無線のデジタル化の広域化、共同化が求められています。

また、消防庁舎については、山陽消防庁舎の老朽化への早急な対応と署所の統廃合など消防体制の組織再編が課題となっています。一方、火災予防対策は、高齢者等の災害時要援護者を火災から守るために、一般住宅への住宅火災警報器設置を推進し、さらに大規模地震など災害時に備え、地域の自主防災組織及び事業所自衛防災組織の育成強化を図るとともに、防火水槽、消火栓を増強設置し、市内の消防水利の充実が必要となっています。



施 策 体 系

(1) 消防体制の充実

① 火災の予防

② 消防力の充実・強化

施策展開

① 火災の予防

●施策内容

災害時に「自助」「共助」を進めるため、十分な知識・技能を有する自主防災組織等の育成を図り、一般住宅への住宅火災警報器設置を促進します。

●主な取り組み

② 消防力の充実・強化

●施策内容

災害時において市民の生命、身体、財産を守るために、消防水利を充実し、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保を図ります。

●主な取り組み

4 市民の安全な暮らしの確保

(2) 救急・救助体制の充実

基本方針

大規模災害時において多数の負傷者の発生に備えて救急隊員・救命士の教育・養成、救急隊の高規格救急自動車等の充実を図るとともに、市民誰もが早期にAED（自動体外式除細動器）を使えるような環境の整備を促進します。また、交通事故に起因する救助活動の増大に対処し、広域支援に出動する緊急消防援助隊として機能向上を図るため、救助工作車等救助資機材の整備・拡充を図るとともに、救助隊員の資質向上を推進します。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
市民の救命講習受講者数		9,000	～	20,000
救急救命士資格取得者数		16	～	21
救助隊員教育派遣者数		7	～	16

現状と課題

平成17年の本市の救急出動件数は2,793件で、一日平均7.7件、管内人口の24人に1人が救急隊により搬送される状態です。

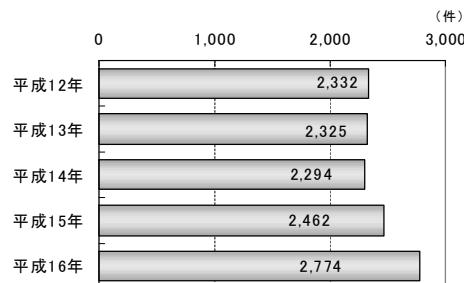
このような状況の中にあって、救急活動は、今や市民の安全・安心な生活に不可欠な行政サービスとして定着しており、最近の社会的な関心の高い救命率の向上を含めた救急高度化への期待が高まっています。

このため、救急救命士により気管挿管や薬剤投与などの救急救命処置が実施できるよう、資格取得のための研修が早急に必要となっています。

また、心肺機能停止患者の救命率の向上を図るために、救急車到着までの間、現場に居合わせた市民の手当が最も重要なことから、AED（自動体外式除細動器）の設置を促進するとともに、市民に対する救命講習会の実施が求められます。

一方、建築物の高層化、高速道路網の整備により増加傾向にある救助活動についても、資器材の整備を進めるとともに、地震災害や水難、化学、毒劇物事故等にも対応できる救助隊員の高度な技術修得が必要となっています。

市内の救急出動状況



施 策 体 系

(2) 救急・救助体制の充実

① 救急体制の充実

② 救助体制の充実

施策展開

① 救急体制の充実

●施策内容

大規模災害時の多数の負傷者の発生に備えて救急体制の充実を図るとともに、市民が誰でもAED（自動体外式除細動器）を使える環境を整備します。

●主な取り組み

② 救助体制の充実

●施策内容

大規模災害時における救助体制の充実を図るために、救助工作車等救助資機材を整備・拡充するとともに、救助隊員の資質の向上を図ります。

●主な取り組み

4 市民の安全な暮らしの確保

(3) 防災体制の充実

基本方針

市民が正確な防災知識を持ち、災害時に迅速かつ適切な行動が行えるよう、防災啓発活動、防災教育を推進します。市職員は相互に連携しながら防災活動ができるよう、地域防災計画に基づき、防災訓練等を通じて総合的な防災体制の確立に努めます。また、地域防災力の向上を図るため、地域の自主防災組織等の育成を図るとともに、ハザードマップ（洪水・高潮避難地図）を活用し、地域防災訓練を行い、住民の防災技術の習得を促進します。さらに、地震による公共施設の被害を最小限にとどめるため、耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
自主防災組織率	組織世帯数÷全世帯数×100	27.1%	～	50.0%
災害時の情報伝達手段の整備	市民アンケート（満足度）	5.7%	～	増やす
台風や地震時の防災訓練の充実	市民アンケート（満足度）	6.9%	～	増やす
公営住宅の耐震化率				
教育施設の耐震化率				

現状と課題

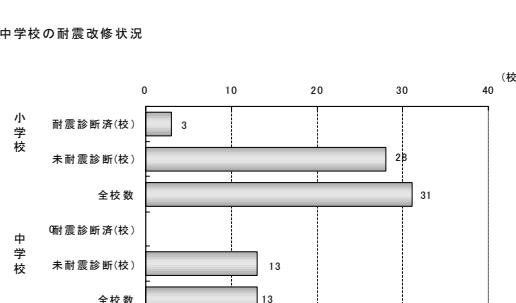
本市は、瀬戸内海に面し、沿岸域一帯はほとんどが干拓地であるため、過去より市街地の浸水災害や高潮、波浪などによって海岸、河川堤防が決壊し、大災害を被った経験もあります。

また、市内には、土石流、地すべり、急傾斜地、老朽ため池など多くの危険箇所があります。

このため、本市における防災対策は、河川改修、海岸保全、下水道の整備などに加えて、市内危険箇所の改修を順次実施してきました。

しかし、災害は予期せぬ時にやってくるため、災害の未然防止策のみでなく、災害時の応急対策等を想定し、訓練し続けていかなければなりません。

このため、地域防災計画を策定し、平常時から防災訓練を通じて防災関係機関との連携を強化するとともに、災害情報をいち早く市民に伝えるため防災情報システムの充実が必要です。また、地域防災力の向上を図るために、自主防災組織の育成を図り、ハザードマップ（洪水・高潮避難地図）等を活用した自主的な防災訓練が必要です。さらに、古い公共施設には耐震強度の不足している建築物があるため、その対策を図る必要があります。



施 策 体 系

(3) 防災体制の充実

① 防災に対する意識の高揚

② 防災体制の充実

③ 地域防災力の向上

④ 公共施設の耐震強化

施策展開

① 防災に対する意識の高揚

●施策内容

市民が正確な防災知識をもち、災害時に迅速かつ適切な行動を行えるよう、各種メディアを活用して防災啓発活動を行うとともに、防災教育を推進します。

●主な取り組み

② 防災体制の充実

●施策内容

市の職員が相互に連携して迅速かつ円滑な防災活動ができるよう、地域防災計画に基づき、防災訓練等を通じて日頃より総合的な防災体制の確立に努めます。

●主な取り組み

③ 地域防災力の向上

●施策内容

地域防災力の向上を図るため、自主防災組織等の育成を図るとともに、ハザードマップを活用して地域防災訓練を行い、住民の防災技術の習得を促進します。

●主な取り組み

④ 公共施設の耐震強化

●施策内容

地震による公共施設の被害を最小限にとどめるため、昭和 56 年（1981 年）以前に建設された建築物を重点的に、耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

●主な取り組み

4 市民の安全な暮らしの確保

(4) 市域保全の充実

基本方針

市民の生命と財産の保全を図り、水害に強い安全な地域社会をつくるため、海岸保全地区にある浸水危険箇所の早急な整備、河川の高潮対策の早期完成を図るとともに、市街地を浸水から守る内水対策を促進します。また、土砂災害や山地災害に対応するため、適切な森林整備・管理を行うとともに、各種防災施設の整備を図ります。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
高千帆地区の排水能力		15.9 m³/s	~	45.0 m³/s
整備済護岸延長			~	

現状と課題

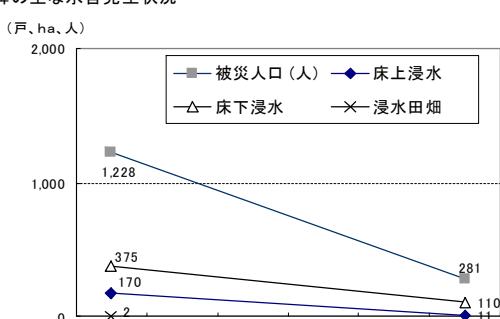
本市の海岸保全は、高潮対策事業等を通じて保全施設を整備してきましたが、津布田地区においては、まだ十分な整備が進んでおらず、今後早急な事業化が必要となっています。

また、本市には、2級河川の有帆川、厚狭川をはじめ、多くの河川があり、改修・補強等を行ってきていますが、厚狭川は、高潮対策事業が立ち遅れ、その早期完成が急務です。また、前場川、糸根川の早急な整備も望まれています。

市内には、がけ崩れ、土石流、地滑り等の土砂災害危険箇所がありますので、今後とも災害の発生が懸念される危険箇所について対策工事を実施していく必要があります。

本市は、市街地の大半が干拓地で低地が多く、大雨等での市街地の浸水が発生しやすい状況にあり、低地での排水対策が必要となっています。特に高千帆地区などでは排水機場等の整備が必要となっています。

平成以降の主な水害発生状況



施 策 体 系

(4) 市域保全の充実

① 海岸の保全

② 河川の保全

③ 山地の保全

④ 低地の保全

施策展開

① 海岸の保全

●施策内容

市民の生命と財産を高潮などの水害から守るために、海岸保全地区にある浸水危険箇所の早急な整備に努めます。

●主な取り組み

② 河川の保全

●施策内容

市民の生命と財産を高潮などの水害から守るために、河川の高潮対策の早期完成を図るとともに、自然や景観に配慮した親しみの持てる空間整備に努めます。

●主な取り組み

③ 山地の保全

●施策内容

市民の生命と財産を土砂災害や山地災害から守るために、防災施設の整備を図るとともに、保安林や防災林の造成等を通じて適切な森林整備・管理を図ります。

●主な取り組み

④ 低地の保全

●施策内容

市民の生命と財産を市街地の浸水から守るために、排水機場、ポンプ等の整備など内水対策の充実を図ります。

●主な取り組み

4 市民の安全な暮らしの確保

(5) 交通安全と治安の確保

基本方針

交通事故の未然防止を図るため、交通安全教育等を推進して交通安全思想を普及するとともに、交通安全対策協議会を中心とした交通安全活動の促進、各種の交通安全施設の設置を図り、交通事故多発地点の解消に努めます。

また、犯罪を未然に防ぐため、地域住民の自主的な地域防犯活動を促進するとともに、犯罪に強い生活環境の整備を図ります。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
交通事故発生件数		412	～	335
刑法犯罪認知件数		702	～	減らす
交通安全対策の推進	市民アンケート（満足度）	16.7%	～	増やす

現状と課題

本市は、交通動脈としての国道2号のほか、国道190号や国道316号など主要幹線が通っていることから交通量が多く、危険なカーブの存在や歩道、通学路、横断歩道等が未整備箇所もあります。

一方、国道2号厚狭・埴生バイパスや小野田湾岸道路の整備によって、市街地内への大型車両の通過が減少し、交通量が緩和されることが期待されます。

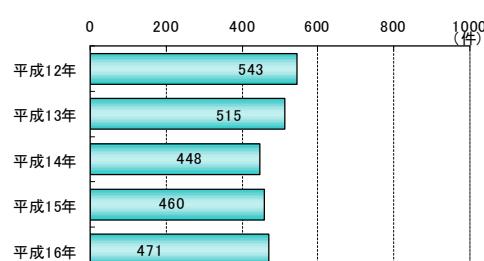
平成17年現在、交通事故発生件数は、412件で、平成13年の515件より103件減少しています。

今後は、危険なカーブの存在や歩道などの未整備箇所を中心に、交通安全施設の整備が必要です。

また、高齢化が進むことから高齢者に対する安全教育とともに、児童生徒に対する安全教育と通学路の整備が求められます。

さらに、不審者など地域住民の不安要因を解消するため、防犯灯の設置など犯罪に強い生活環境の整備を促進するとともに、地域ごとに子供の見守り組織が発足している中、地域住民団体の連携強化などにより防犯対策の充実を図る必要があります。

市内の交通事故発生件数の推移



施 策 体 系

(5) 交通安全と治安の確保

① 交通安全意識の普及

② 交通安全施設の整備

③ 地域防犯対策の推進

施策展開

① 交通安全意識の普及

●施策内容

交通安全思想を普及するため、交通安全教育等を進めるとともに、交通事故の未然防止を図るために、交通安全対策協議会を中心に交通安全活動を促進します。

●主な取り組み

② 交通安全施設の整備

●施策内容

交通事故を未然防止するため、各種の交通安全施設の設置を図るとともに、交通事故多発地点の解消を図るために、効果的な交通規制、歩道の設置等を進めます。

●主な取り組み

③ 地域防犯対策の推進

●施策内容

地域社会の犯罪を未然に防ぐため、警察等と連携しながら地域住民の自主的な防犯活動を促進するとともに、犯罪に強い生活環境の整備を図ります。

●主な取り組み

4 市民の安全な暮らしの確保

(6) 消費者の保護と意識啓発

基本方針

消費者自らの意思と責任において適切な選択ができるよう、消費者教育、情報提供に努めるとともに、消費者団体の育成を図り、消費者の自立を支援します。

また、消費者トラブルに的確に対応するため、事業者への働きかけなどにより未然防止に努めるとともに、消費者相談や苦情処理体制の強化を図ります。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
消費者相談件数		153	~	減らす

現状と課題

近年、市民生活が豊かになるに伴い、多種多様な商品が出回るようになりましたが、反面、電話勧誘、家庭訪問販売などによる悪質商法が巧妙化、複雑化しつつあります。

このような状況下、本市では、くらしの相談員や商品量目監視員による情報の収集のほか、相談体制の強化、広報による意識啓発、消費者団体の支援などを行っています。

しかし、このような取り組みにもかかわらず、若者をねらったデート商法や高齢者をねらった悪徳商法などのトラブルが発生しており、より一層、消費者保護に向けた活動を強化するとともに、消費者自らが必要な知識を習得し、自主的に行動することが必要になっています。

今後の課題としては、増加する消費生活相談に対応するため、窓口の相談体制の一層の強化及び「自立した消費者」へ向けての意識啓発の強化を図ります。

施 策 体 系

(6) 消費者の保護と意 識啓発

① 消費者教育・情報提供の推進

施策展開

① 消費者教育・情報提供の推進

●施策内容

自立した消費者を育成するため、消費者教育や情報提供、消費者団体の育成を図るとともに、消費者トラブルに対応する消費者相談や苦情処理を強化します。

●主な取り組み

